

# 行為許可の審査基準等

大阪市建設局

## 1 総 則

都市公園は、一般公衆の休息、散歩、運動等の屋外レクリエーションの用に供されるとともに、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設である。

その効用を確保するため、不当な侵害行為に対する特別な保護を図る必要があり、都市公園の保全の妨げとなる都市公園の損傷行為や、公衆の都市公園の利用を妨げるなど、公園の性格上排除すべきものについては、禁止行為としている（大阪市公園条例（以下「公園条例」という。）第3条）。

一方で、都市公園の利用の一形態となる行為までも禁止しているわけではなく、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為等については、都市公園の適正な管理を図るため、これを制限行為として位置付け、公園管理者の許可によらしめることとしている（公園条例第4条）。

なお、本基準は、行政手続法第5条及び第12条に基づいて「都市公園法及び大阪市公園条例に対する審査基準・処分基準」として広く市民に公表しているものに加え、第三者が鶴見緑地内で行う行為に関して、鶴見緑地の指定管理事業者が円滑に許可事務を行うことができるよう必要な取り扱い事項をまとめたものである。

## 2 制限行為の種類（公園条例第4条第1項）

公園条例では、次の各号の事項を制限行為として規定している。これらの行為を行う場合は、公園管理者の許可を要する。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること
- (2) 営業のために役務を提供すること
- (3) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること
- (4) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること
- (5) ロケーションをすること
- (6) はり紙、はり札その他の広告物（以下「広告物」という。）を表示すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めるもの

## 3 審査の基準

### (1) 共通要件

次に掲げる要件をすべて満たすことが必要である。

- ① 申請の対象となる行為が、条例上の制限行為であること。
- ② 工作物を伴わないこと。

- ③ 都市公園という公共施設で行われる行為として許容できるものであること。
- ④ 当該の公園の立地条件、公園周辺の環境からみて、許容できるものであること。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益にならないこと

## （2）目的別要件

使用する目的に応じて、次の要件を満たすことが必要である。

### ① 物品の販売・頒布

公園内での物品の販売・頒布は通常では認められず、この制限を解除するには、公園という公共施設でこれらの行為が行われる十分な必要性がなければならない。

例えば、露店営業についても、単独で許可することはできず、主体となる催しがあり、それに情趣をそえる副次的なもので、必要と認められるものに限って許可することができる。

### ② 営業のための役務の提供

公園内での営利を目的としたサービスの提供は通常では認められず、公園という公共施設でこれらの行為が行われる十分な必要性がなければならない。

### ③ 競技会、集会、展示会、その他これらに類する催し

通常集会などに使用される広場以外について使用する場合には、その使用場所の物理的要件や立地条件のほかに、公園の性格やその場所を使用する十分な理由がなければならない。

その場所で実施しなければならない必然性がないときには、使用場所を他の公園施設である広場等に変更させるなどの指導を行う。

### ④ 募金、署名活動その他これらに類する行為

募金、署名活動などは、一般に公園の自由使用の妨げになるため、公園でこれらの行為が行われる十分な必要性があるときに限って許可することができる。

### ⑤ ロケーション

営業として行う野外撮影、放送活動などをあらわしており、映画やテレビのロケーションに限定しているものではない。

公園という健全な憩いの場で行われるものであるので、公園のイメージを損なうようなロケーションの内容であってはならない。

### ⑥ はり紙、はり札その他広告物の表示

はり紙、はり札その他営利目的の広告物は、単独では許可してはならない。公園内で行われる競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際に、当該催しの主催者が協賛団体等の広告物を掲載する場合と、公園施設として設置許可を受けた施設の一部に広告物を掲載する場合に限って許可することができる。この場合でも、次の各号に該当するときは、許可してはならない。

- i) 公園または公園施設の美観を著しく害するおそれのあるもの
- ii) 公園または公園施設の管理上支障を及ぼすおそれのあるもの

- iii) 公序良俗に反するもの
- iv) 法令の規定に違反するもの
- v) 他人に不快の念を与えるもの
- vi) 前各号に掲げるもののほか、公園の設置目的に照らして不相当と認められるもの。

#### 4 標準処理期間

40日

#### 5 工作物等を伴う場合の取り扱い

第三者による行為に伴って、何らかの工作物を設置するなど都市公園の一部を占有する場合は、都市公園法（以下「法」という。）第6条の規定により、占有許可が必要となる。

指定管理事業者が行うことのできる管理の範囲は、公園管理者が行うものとして法で定められた事務（占有許可等）以外の事務であることから、工作物の設置に伴う占有許可は範囲外となる。

したがって、第三者による行為の申請内容に工作物を伴うことが判明した場合は、速やかに本市に引き継ぐこと。引き継がれた第三者からの申請に対する行政処分（行為・占有許可）は、本市が行う。

なお、一般園地等の維持管理は指定管理業務の範囲に含むため、第三者による工作物の設置にあたって必要となる当該第三者との協議（設置位置・方法等）については、円滑な維持管理上の必要性に鑑み、本市と共同して行うこと。

#### 6 公園使用料

##### (1) 徴収に関する事項

指定管理事業者が行う行為許可に係る公園使用料は、指定管理事業者の収入となる利用料金制を採用する。第三者による各行為によって適用する公園使用料の区分は、別表のとおりとする。

##### (2) 公園使用料の減免

公園条例等の規定により、行為の主体・目的等が次の各項に該当する場合は、指定管理事業者は公園使用料を免除し、又は減額することができる。

- ①本市が都市公園を使用して事業を実施するときの本市の使用料
- ②国、地方公共団体又は公共的団体が、緑化の推進、防災又は防犯に関する活動のために都市公園を使用するときの国、地方公共団体又は公共的団体の使用料
- ③国、地方公共団体又は公共的団体が、緑化普及及び地域のコミュニティ活動のために都市公園を使用するときの国、地方公共団体又は公共的団体の使用料
- ④報道機関がニュース取材のために使用するときの報道機関の使用料

## 7 有料施設内での行為許可

有料施設内で第三者が催事を希望する場合は、原則として供用時間外のほか、繁忙期（3～5月、10月及び11月）を除く期間に限って許可することができる。

ただし、継続した一定の期間に実施される催事であることのほか、供用時間内に催事を実施することが望ましく、また、当該催事を行うことによる施設の損傷及び復旧にかかる経費の程度と集客による公園活性化等の程度を比較のうえ、後者が前者を上回るなどの費用対効果等の観点から、供用時間内に実施することがやむを得ないと判断できる場合は、この限りでない。

なお、一定の期間、供用時間内に催事を行う場合は、有料施設の本来の設置目的等機能が損なわれるため、当該催事が行われる一定期間については供用を休止するとともに、市民への周知、当該催事の主催者へ休園補償等を求めるなど、適切な措置を行うこと。

## 8 適用対象外施設

次の施設は、行為許可の適用対象施設から除外する。

- ・鶴見スポーツセンター
- ・鶴見緑地プール
- ・都市公園法第5条に基づく公園施設設置・管理許可を受け管理運営を行う施設（例：駐車場、売店等）
- ・公園区域外施設（例：国連環境計画環境技術センター（UNEP-IETC）等）

## 9 許可申請の受付

### （1）受付開始日時

原則として、受付開始日時は2ヵ月前の同日から行う。

ただし、次の場合においては、上記日時に関わらず仮予約を申請することができる。

- ・本市（各部局）が催事の主催者または共催者となる場合
- ・民間事業者が主催する催事で、本市（各部局）がその公益性を認めた場合

### （2）申請が競合した場合の取り扱い

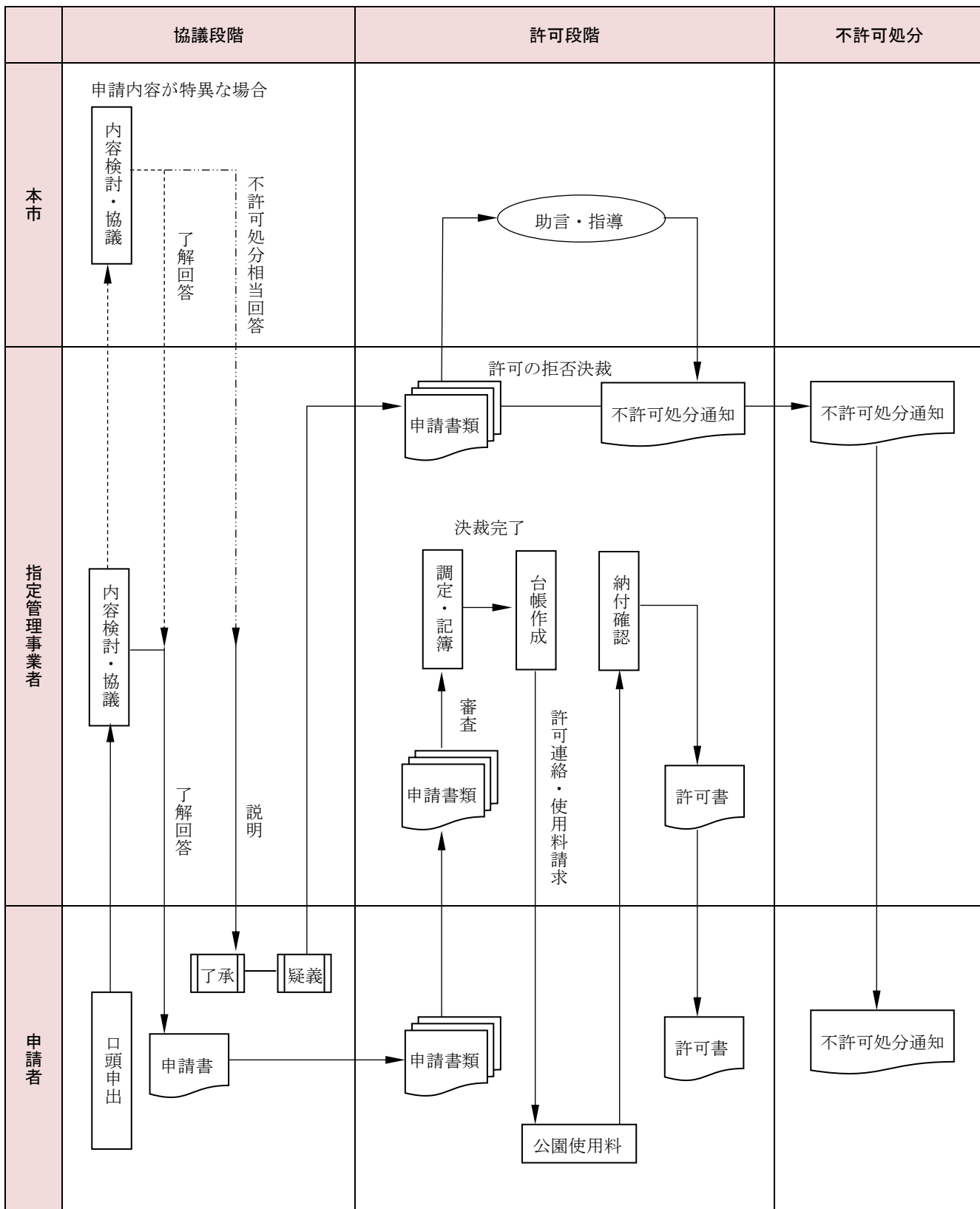
前項の受付開始日時において許可申請が競合した場合は、原則として抽選とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、優先的に許可をし、または不許可処分とすることができる。

- ①公益上の必要がある場合
- ②その他特別の事由があると認められる場合

※公益上の必要、特別の事由の判断については、事前に本市と協議のうえ、承認を得ること。



(許可手続の順序)



(許可の種別及び権限の所在)

種別	根拠法令	内容	市	事業者	備考	
公園施設	法第5条	売店(食堂・レストラン、自動販売機などの物販施設 等)	◎		指定管理者制度適用区域外 (指定区域であっても、指定用途と異なる用途で使用する場合は適用対象)	
		その他(駐車場、倉庫 等)	◎			
占用	法第6条	電柱、電線、変圧等その他これらに類するもの	◎	△		
		水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	◎	△		
		通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	◎	△		
		郵便差出箱、信書便差出箱又は公衆電話所	◎	△		
		非常災害に際し災害にかかった者を収容するため設けられる仮設工作物	◎	△		
		競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	◎	△		
		その他政令で定める工作物その他の物件又は施設(省略)	◎	△		
行為	条例第4条	アドバルーン	○	◎	【事業者の判断の範囲】 ・行為内容の審査・許可に限定(条例第4条に基づくもの) ・行為に工作物等を伴う場合 ⇒ 占用許可(法第6条)へ切り替え	
		競技会その他これに類するもの	○	◎		
		集会、展示会その他これに類するもの	○	◎		
		営業のため	露店営業その他これに類するもの	○		◎
			ロケーション	○		◎
			写真撮影	○		◎
			ボート営業	○		◎
		出広の告た物掲	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	○		◎
その他の場合	○		◎			

◎:主となって行う業務

○:補助的機能(疑義が生じた際の、審査内容の整理、許可の可否判断等)

△:物理的要件等の確認(工作物設置位置等の調整など)





(申請書様式 表面)

第1号様式 (第1条、第4条関係)

行為 許可申請書(新規・更新)	
占用	
平成 年 月 日	
大阪市長様	
申請者住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	
氏名印 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名印)	
生年月日 年 月 日生 (法人にあっては代表者の生年月日。行為許可申請の場合にのみ記入)	
職業 (法人にあっては営業種目)	
電話番号	
大阪市公園条例第4条第1項 の規定により、次のとおり許可申請します。	
都市公園法第6条第1項	
① 場所	
② 目的	
行為	③ 内容・面積
	④ 期間 平成 年 月 日 午前・午後 時 分から 平成 年 月 日 午前・午後 時 分まで
占用	⑤ 占用物件の種類・数量
	⑥ 期間 平成 年 月 日 午前・午後 時 分から 平成 年 月 日 午前・午後 時 分まで
⑦ 占用物件の構造・外観	⑧ 占用物件の管理方法
⑨ 設置工事の実施方法	⑩ 工事の着手及び完成の時期 平成 年 月 日着手 平成 年 月 日完成
⑪ 都市公園の復旧方法	⑫ その他参考となるべき事項

## (申請書様式 裏面)

大阪市公園条例第4条に基づき、行為許可申請をされる皆様へ(お知らせ)

平成22年1月1日より施行された改正大阪市公園条例に基づき、行為許可を申請される場合には、暴力団の利益となる使用は許可できません。また、許可を行った後に暴力団の利益となる使用であることが判明したときは許可を取り消します。

暴力団の利益となる使用か否かの確認が必要であるときには、申請書等に記載された情報をもとに大阪府警察本部に対して照会を行う可能性があります。

大阪市公園条例第4条(抜粋)

(行為の制限)

第4条 都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること
  - (2) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること
  - (3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること
  - (4) ロケーションをすること
  - (5) はり紙、はり札その他の広告物(以下「広告物」という。)を表示すること
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めるもの
- 2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 申請者の住所、氏名、生年月日及び職業(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び生年月日並びに営業種目とする。)
  - (2) 行為の目的
  - (3) 行為の期間
  - (4) 行為を行う場所
  - (5) 行為の内容
  - (6) その他市規則で定める事項
- 3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、第1項同項又は前項の許可を与えることができる。
- (1) 公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすおそれがあるとき
  - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の利益になるとき
- 5 市長は、第1項又は第3項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。

## 大阪市公園条例（抄）

（行為の制限）

第 4 条 都市公園において次の各号に掲げる行為をしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 物品を販売し、又は頒布すること
- (2) 営業のために役務を提供すること
- (3) 競技会、集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること
- (4) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること
- (5) ロケーションをすること
- (6) はり紙、はり札その他の広告物(以下「広告物」という。)を表示すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、都市公園の管理上支障を及ぼすおそれのある行為で市長が定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所、氏名、生年月日及び職業(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び生年月日並びに営業種目とする。)
- (2) 行為の目的
- (3) 行為の期間
- (4) 行為を行う場所
- (5) 行為の内容
- (6) その他市規則で定める事項

3 第 1 項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第 1 項各号に掲げる行為が次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。

- (1) 公衆の都市公園の利用に支障を及ぼすおそれがあるとき
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になるとき

5 市長は、第 1 項又は第 3 項の許可に都市公園の管理上必要な範囲内で条件を附することができる。

6 大阪城公園又は鶴見緑地（代行公園の部分に限る。第 8 項、第 16 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 9 項並びに別表第 4 において同じ。）において第 1 項各号（第 7 号を除く。）に掲げる行為をしようとする場合における前各項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第

18条の規定により大阪城公園又は鶴見緑地（代行公園の部分に限る。）の管理を行うもの」とする。

- 7 大阪城野球場、大阪城西の丸庭園若しくは豊松庵（以下「大阪城野球場等」という。）又は鶴見緑地野外卓、鶴見緑地球技場、鶴見緑地運動場、鶴見緑地庭球場、鶴見緑地馬場、鶴見緑地パークゴルフ場、咲くやこの花館、むらさき亭、陳列館ホール若しくは水の館ホール（以下「鶴見緑地野外卓等」という。）において第1項各号（第7号を除く。）に掲げる行為をしようとする場合における同項から第5項までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第18条の規定により当該有料施設の管理を行うもの」とする。
- 8 次の各号のいずれかに該当するときは、第18条の規定により大阪城公園の管理を行うもの（以下「大阪城公園の指定管理者」という。）、同条の規定により鶴見緑地の管理を行うもの（以下「鶴見緑地の指定管理者」という。）、同条の規定により大阪城野球場等の管理を行うもの（以下「大阪城野球場等の指定管理者」という。）又は同条の規定により鶴見緑地野外卓等の管理を行うもの（以下「鶴見緑地野外卓等の指定管理者」という。）は、前2項の規定により読み替えられた第1項若しくは第3項の許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止若しくは原状回復を命ずることができる。

(1) 一(3) 省 略

- 9 前項の規定により同項に規定する必要な措置を命ぜられた者は、命ぜられた措置を完了したときは、速やかにその旨を大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者、大阪城野球場等の指定管理者又は鶴見緑地野外卓等の指定管理者に届け出なければならない。

(許可の特例)

第5条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、占用の目的が前条第1項各号に掲げる場合にあつては同条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(意見の聴取)

第9条の7 大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の指定管理者は、第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2の許可に関し必要があると認めるときは、第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第4項第2号又は第9条の3第4号に該当する事由の有無について、大阪府警察本部長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。

2-3 省 略

(利用料金)

第16条の2 市長は、大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の指定管理者に第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可に基づく大阪城公園、鶴見緑地、大阪城野球場等若しくは鶴見緑地野外卓等の使用に係る料金又は代行施設及びその附属設備の使用に係る料金（以下これらを「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

- 2 第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可を

受けて大阪城公園、鶴見緑地、大阪城野球場等若しくは鶴見緑地野外卓等を使用しようとする者又は代行施設及びその附属設備を使用しようとする者は、大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 3 利用料金の額は、別表第4に掲げる金額（代行施設の附属設備を使用する場合については、市規則で定める種別に応じて市規則で定める金額）の範囲内において、大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。利用料金の額を変更しようとするときも、同様とする。

#### 4-5 省 略

- 6 大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の指定管理者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める利用料金を免除することができる。

##### (1)-(8) 省 略

#### 7 省 略

- 8 前2項に定めるもののほか、大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の指定管理者は、市長が公益上の必要その他特別の事由があると認める場合には、利用料金の5割に相当する額の範囲内において利用料金を減額し、又は免除することができる。

- 9 大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、既納の利用料金の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2の許可を受けた者の責めに帰すことのできない特別の事由により大阪城公園、鶴見緑地又は代行施設を使用することができなくなつたとき

- (2) 第4条第6項若しくは第7項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは第3項の許可又は第9条の2の許可を受けた者が大阪城公園、鶴見緑地又は代行施設の使用を開始する前に大阪城公園、鶴見緑地又は当該代行施設の使用の許可の取消しを申し出た場合において、大阪城公園の指定管理者、鶴見緑地の指定管理者又は代行施設の指定管理者がその理由を相当と認めて使用の許可を取り消したとき

(業務の範囲)

#### 第25条 省 略

- 2 前項各号に掲げるもののほか、大阪城公園の指定管理者又は鶴見緑地の指定管理者は、第4条第6項の規定により読み替えられた同条第1項又は第3項の許可に関する業務を行うものとする。

#### 3 省 略

- 4 前項各号に掲げるもののほか、大阪城野球場等の指定管理者又は鶴見緑地野外卓等の指定管理者は、第4条第7項の規定により読み替えられた同条第1項又は第3項の許可に関する業務を行うものとする。

別表第4（第16条の2関係）

1 大阪城公園、鶴見緑地、大阪城野球場等又は鶴見緑地野外卓等を占有する場合の利用料金

種別		単位	期間	利用料金
競技会その他これに類するもの		1 場所	1 時間	1,350 円
集会その他これに類するもの	会費又は入場料を徴収しない場合	100 平方メートル	3 時間	670 円
	会費又は入場料を徴収する場合			1,340 円
営業のための占有	露店営業その他これに類するものための占有	1 平方メートル	1 日	160 円
	ロケーションのための占有	1 回	2 時間	8,040 円
広告物掲出のための占有	競技会、集会、展示会その他これらに類する催しの際広告物を掲出する場合	広告物 1 枚の表示面積 1 平方メートル	1 日	3,050 円
	その他の場合	広告物 1 枚の表示面積 1 平方メートル	1 年	8,500 円

※行為許可を鶴見緑地指定管理事業者の権限とする条文については、2020（令和2）年4月1日から施行する